

在宅勤務でのパソコン利用についての考え方

情報課作成

1 本市の状況

- (1) 全国の地方自治体はセキュリティ対策のためインターネットと切り離された「L GWAN（総合行政ネットワーク）」で業務を行っているため、民間企業が行っているようなインターネット環境を利用したテレワークはできません。
- (2) 市役所の事務用パソコンは、ネットワークに繋がっていなければ使用できませんが、数日はパソコンが記憶しており、ネットワーク接続がなくても使用は可能だと思われます。

自席のパソコンを持ち帰って使用することは所属長の許可を得れば可能ですが、配備されているパソコンはデスクトップ型が多い状況です。
- (3) 市のパソコン内のデータは「暗号化」がされていません。万が一盗難等により紛失した場合、パソコン内のデータが漏洩する可能性があります。
- (4) パソコンは保守契約がないため、故障時には費用がかかります。情報課の予算では多くの台数の保守に対応することができません。

また、代替機も少数のため在宅勤務で故障した場合、情報課での対応が難しいです。
- (5) メール等でデータを移し、自宅のパソコンを利用したいという声を多く聞きますが、ウィルス感染による情報漏洩の可能性もあり非常に危険です（自宅パソコンからの情報漏洩、市役所ネットワーク内の感染等）。

「尾張旭市情報セキュリティ対策基準」では、支給以外のパソコン等を原則として仕事に利用してはならないことになっています。

2 今後の対応について

- (1) ネットワークに接続しないパソコンを用意することを考えております。（台数未定。廃棄予定のノートPCを利用。）
- (2) パソコンにデータを移し、自宅に持って帰り、在宅勤務で使用する運用を想定しています。